

## 高知大学教育学部教員選考細則

平成16年4月1日  
規則第175号

最終改正 令和6年12月24日規則第51号

第1条 本学部の教員の選考は、国立大学法人高知大学教員選考規則に基づき、人格、教育業績、研究業績、学界及び社会における活動について行う。

第2条 教授は、前条の定めるところに従い、次の各号の一に該当するものの中から選考する。

- (1) 博士の学位を有する者又は博士の学位を有する者と同等と認められる研究上の業績があるもので、教育上の経験又は識見を有するもの
- (2) 大学（高等専門学校以上の学校を含む。以下同じ。）又は短期大学において、3年以上の教授、准教授又は助教授の経験があり、教育上、研究上の業績が顕著であるもの
- (3) 学術技能に秀で、大学又は短期大学において3年以上の教授、准教授又は助教授の経験を有するもの
- (4) その他同等以上の資格があると認められるもの

第3条 准教授は、第1条に定めるところに従い、次の各号の一に該当するものの中から選考する。

- (1) 博士の学位を有するもの
- (2) 刊行された著書、論文、報告等により研究上の業績が優れているもの
- (3) 大学又は短期大学において、教員の経験があり、教育上、研究上の業績のあるもの
- (4) 学術技能に優れ、教育上の業績があるもの
- (5) 大学の卒業者にあつては3年以上、高等専門学校又は短期大学卒業者にあつては5年以上、大学又は短期大学の准教授、助教授又は講師として在職し、教育上、研究上の業績があるもの
- (6) 大学の研究施設若しくは附属学校又は国、公立、民間の研究機関等において、担任学科と関連ある学術研究又は調査等を主とする職務に、大学卒業者にあつては3年以上、高等専門学校又は短期大学卒業者にあつては5年以上在職し教育上、研究上の業績があるもの

- (7) 修士の学位を有する者で、教育研究上の能力があると認められるもの
- (8) その他同等以上の資格があると認められるもの

第4条 講師は、第1条に定めるところに従い、次の各号の一に該当するもののうちから選考する。

- (1) 教授、准教授の選考に準ずる。ただし、場合によっては、所要の年限又は経歴を除いて考慮することができる。
- (2) 大学の助教、助手又はこれに準ずる職員として、大学卒業者にあっては4年以上、高等専門学校又は短期大学の卒業者にあっては6年以上在職し、教育上、研究上の能力があると認められるもの
- (3) 学術技能に優れたもの

第5条 助教は、次の各号の一に該当するものの中から選考する。

- (1) 講師の選考に該当するもの
- (2) 大学の卒業生
- (3) 高等専門学校又は短期大学の卒業生で専門の学科の研究に2年以上従事したもの又は高等学校以下の学校において教育上の経験3年以上有するもの

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月14日規則第86号）

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日規則第51号）

この細則は、令和6年12月24日から施行する。